

参考資料

資料1
京都府地球温暖化対策条例
京都府地球温暖化対策推進計画
の見直しについて
～事業者対策について～

事業者排出量削減計画書制度等について

1

事業者排出量削減計画書制度（1）

概要

対 象：	特定事業者（年間エネルギー使用量原油換算1,500kl以上など）
内 容：	事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置、削減目標等に関する削減計画書及び報告書の作成・提出、府、市が内容を総合的に評価 評価は「S」「A」「B」「C」「D」の5段階
実施時期：	平成23年度から（第三計画期間：平成29～31年度） ≪第一計画期間：平成23～25年度、第二計画期間：平成26～28年度≫
報告時期：	計画書は9月末（3年に1度）、報告書（前年度実績）は7月末（毎年度）

削減計画書関連条文（概要）

（事業者排出量削減計画書の作成等）	
第18条	特定事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
（事業者排出量削減報告書の提出）	
第19条	計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書に基づく措置の実施状況を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
（事業者排出量削減計画書等の評価）	
第19条の2	知事は、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の規定により事業者排出量削減計画書又は事業者排出量削減報告書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき評価を行うものとする。

事業者排出量削減計画書制度（2）

特定事業者

府、市内において、下表の要件に該当する「事業者」 ※算定は省エネ法に準拠

区 分	要 件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500kl以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック 100台以上、 バス 100台以上、 タクシー 150台以上 を保有する輸送事業者及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者



3年間の削減計画に関する **事業者排出量削減計画書（計画書）** の提出
計画の実施状況を報告する **事業者排出量削減報告書（報告書）**

3

事業者排出量削減計画書制度（3）

考え方

「基本的事項」・「重点対策の実施率」・
「排出量の目標削減率」で評価

部門別目標削減率

- ・業務部門 3年間の年平均▲3%
- ・産業部門 3年間の年平均▲2%
- ・運輸部門 3年間の年平均▲1%

評価時期

- 計画に対する評価：3年を計画期間とする削減計画書について評価
- 実績に対する評価：計画期間終了後の報告書进行评估

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第一 計画期間 (23～25年度)	① 計画書 評価	①-23 報告書	①-24 報告書	①-25 報告書 評価						
第二 計画期間 (26～28年度)				② 計画書 評価	②-26 報告書	②-27 報告書	②-28 報告書 評価			
第三 計画期間 (29～31年度)							③ 計画書 評価	③-29 報告書	③-30 報告書	③-31 報告書 評価

- 基準年度排出量：計画期間の前3年度の平均又は前年度の排出量
- 計画期間3年間は、直近の電気排出係数で固定
- 第三計画期間は、平成27年度の電気排出係数で固定（例 関西電力の場合：0.000509t-CO2/kWh等）

■目標削減率（京都府地球温暖化対策指針第8条第1項第6号才）

計画期間における温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標として本府が求める削減率

事業者の区分		目標削減率
運輸部門	トラック 100台以上、バス 100台以上、タクシー 150台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者	3年平均年率1%
産業部門	日本標準産業分類の大分類がAからEまでに該当する特定事業者（A.農業・林業、B.漁業、C.鉱業・採石業・砂利採取業、D.建設業、E.製造業）	3年平均年率2%
業務部門	前各区分のいずれにも該当しない特定事業者	3年平均年率3%

■目標削減率の基本的な考え方

- 社会全体のあらゆる業種において前年度比削減率を▲1%とすると、2020年度に1990年度比▲25%がほぼ達成されるものと試算
※省エネ法(条例制定時)の特定事業者制度の定期報告書における「努力目標:エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減」も参考
- さらに削減努力を要する業務部門は+0.5%、エコ通勤・モーダルシフト等の推進により排出量の増加要素のある運輸部門については▲0.5%の措置を施し、これを3年間の計画期間で、年平均に置き直して目標削減率(▲1%~▲3%)としたもの。

	基準年	第1年度	第2年度	第3年度	3年合計削減率	3年平均削減率
前年度比▲0.5%	100%	$\times(1-0.005)= 99.5\%$	$\times(1-0.005)= 99.00\%$	$\times(1-0.005)= 98.51\%$	≒3%	1%
(基準年度との差)	0%	0.5%	1%	1.49%		
前年度比▲1%	100%	$\times(1-0.01)= 99\%$	$\times(1-0.01)= 98.01\%$	$\times(1-0.01)= 97.02\%$	≒6%	2%
(基準年度との差)	0%	1%	1.99%	2.98%		
前年度比▲1.5%	100%	$\times(1-0.015)= 98.5\%$	$\times(1-0.015)= 97.02\%$	$\times(1-0.015)= 95.56\%$	≒9%	3%
(基準年度との差)	0%	1.5%	2.98%	4.44%		

総合評価（評価方法）

評価の方法及び視点

第一段階「何をする（した）か」と第二段階「どれだけ削減する（した）か」に分けて評価

第一段階評価（何をする（した）か）

計画作成に関する評価

【視点】計画作成に当たって必要な検討を行っているか。（基本的事項）

実施できていない場合（例：必要項目の無記載等）は「D」評価

重点対策の実施

【視点】排出削減（特に実施すべき「重点対策」として提示するもの）を積極的に実施しているか。

実施状況が優良（重点対策実施率が100%以上）である場合には、第二段階評価を優遇（目標削減率を3年間の年平均で1%優遇）

第二段階評価（どれだけ削減する（した）か）

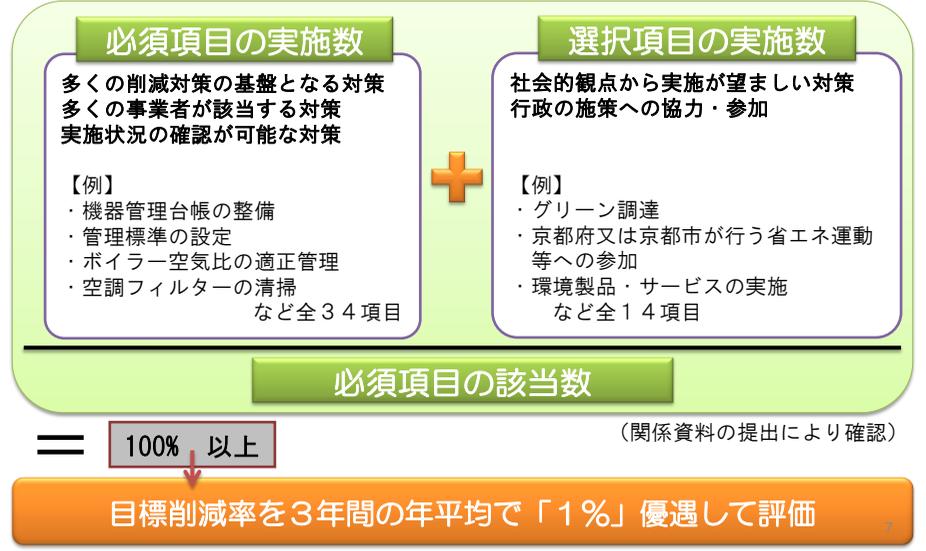
計画値が、目標削減率（3年間の年平均削減率）を…

超える	「S」評価 又は 「A」評価
超えない	「B」評価 又は 「C」評価

総合評価（第一段階評価 ～重点対策実施率を評価～）

重点対策の実施

実施すべき対策について、「必須項目」「選択項目」に分け、実施率を算出する。



総合評価（第二段階評価 ～総排出量の削減率を評価～）

第二段階：総排出量の削減率

評価の基準となる「目標削減率」を部門別に設定 ※部門は「事業者」としての産業分類による

運輸部門：3年間の年平均▲1% 産業部門：3年間の年平均▲2% 業務部門：3年間の年平均▲3%	相当の削減
---	--------------

事業者の削減の計画値が、目標削減率を超えるか超えないかにより評価を確定
 （第一段階で優遇評価となった事業者は優遇後の目標削減率を基準に評価）



京都府地球温暖化対策温室効果ガス 排出量削減優良事業者表彰

- 総合評価がS評価の事業者のうち、京都市域のみに事業所のある事業者等を除いた25事業者を優良事業者として表彰
(京都市内のみに事業所がある事業者は、京都市が表彰)

- 表彰式

日時 平成30年1月29日(月)
場所 京都府公館

京都府環境部長から
表彰状、記念品を贈呈



9

参考：総合評価（重点対策の実施 ～必須項目～）

※対象設備・施設がない場合は、「非該当」とすることができる。

対象設備・施設	項目名	対象設備・施設	項目名
年間エネルギー使用量 500kl以上の事業所	1, 機器管理台帳の整備 2, エネルギー使用量の把握	ポンプ	20, 流量管理の評価
全事業者	3, 管理標準設定	ファン、ブロウ	21, 風量管理の評価
ボイラー	4, 空気比の適正管理 5, 効率管理 6, 圧力・温度の管理	ファン	22, 地下駐車場の換気管理
蒸気配管	7, 蒸気配管のバルブ等の保温	情報通信機器専用区 画	23, 情報通信機器専用区画の適 正管理
熱源設備	8, 空気比の適正管理 9, 効率管理 10, 空調負荷に応じた冷水出口 温度管理	給湯設備	24, 給湯設備の適正管理
食品ショーケース（冷 凍冷蔵機能を保有する もの）	11, ショーケースの適正管理	コージェネレーショ ン設備	25, コージェネレーション設備 の効率管理
空調機	12, 室内温度の適正管理 13, 外気導入量の適正管理 14, フィルターの清掃 15, 温度検出器の適正管理	コンプレッサ	26, コンプレッサの吐出圧の適 正化 27, コンプレッサの吸気温度管 理
クリーンルーム	16, クリーンルームの適正管理	圧縮空気配管	28, 圧縮空気配管図の整備
照明	17, 照明設備の運用管理 18, 蛍光灯の高効率化 19, 水銀灯の高効率化	自動車	29, エコドライブの励行 30, 自動車の適正な維持管理 31, 適切な走行ルートの選定 32, 燃料使用量等の把握
		鉄道	33, 車両内空調の管理 34, 車両内の照明管理

10

参考：総合評価（重点対策の実施 ～選択項目～）

※実施を推奨する取組であって、加点評価となる対策

対象設備・施設	項目名
全事業者	a, グリーン調達の実施
	b, 環境教育・学習の実施（従業者対象を除く）
	c, 京都府又は京都市が行う省エネ運動等への参加
	d, 環境配慮製品の開発・製造
	e, カーボン・フットプリントの実施
	f, ピークシフト、ピークカット対策の実施
	g, BEMSやFEMSの導入
	h, 省エネ診断の受診
	i, 搬出入車両のエコカー(EV車やCNGトラック等)導入誘導
	j, 事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施
	k, 平成20～22年度の設備導入の実施
	l, ワークスペースチャージングの推進
	m, カーボン・オフセットの実施
	n, モーダルシフトの推進

11

＜参考＞事業者排出量削減計画書と省エネ法中長期計画書、定期報告書

	京都府温対条例 事業者排出量削減計画・報告書	省エネ法(温対法) 中長期計画書、定期報告書
目的	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため	エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めるため
計画期間	3年	3～5年 (事業者の任意の期間)
計画書提出頻度	3年に1回 (府が指定する計画期間ごと)	毎年 (報告実績が優良な事業者は計画期間中は免除)
報告書提出頻度	毎年	毎年
対象事業者	原油換算1,500kl/年度以上	原油換算1,500kl/年度以上
一定規模以上の事業所別エネルギー使用量	原油換算500kl以上/年度	原油換算1,500kl/年度以上

12

＜参考＞事業者排出量削減計画書と省エネ法中長期計画書、定期報告書

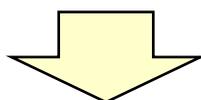
	京都府温対条例 事業者排出量削減計画・報告書	省エネ法(温対法) 中長期計画書、定期報告書
計画書記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・計画を推進するための体制 ・温室効果ガス排出量 ・上記排出量目標の根拠 ・原単位 ・上記原単位目標の根拠 ・重点対策取組 ・具体的な取組(設備更新等) ・マイカー通勤を控えさせる措置 ・森林の保全・整備、再エネ利用、 その他地球温暖化対策により削減する量 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・計画を推進するための体制 ・具体的な取組(設備更新等)
EMS等 導入状況報告	ISO14001、KES、 エコアクション21 等	ISO50001

京都版CO₂排出量取引制度

15

京都版CO₂排出量取引制度の目的

- 資金面等で温室効果ガスの排出削減が進まない中小企業の省エネ対策を促進
- クレジット活用による大規模排出事業者の排出削減目標の達成(オフセット)とCSRの強化

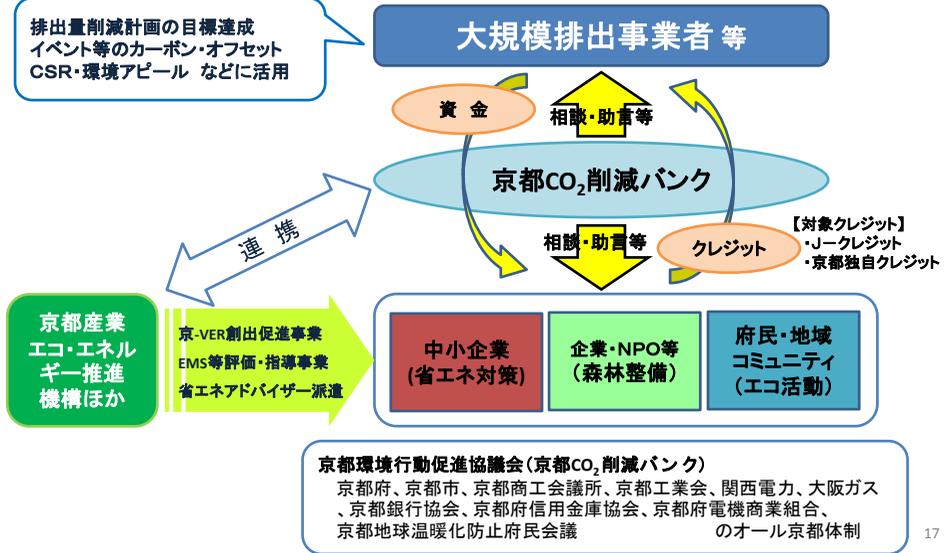


**社会全体でコストを抑えながら、
温室効果ガス排出量を効果的に削減**

16

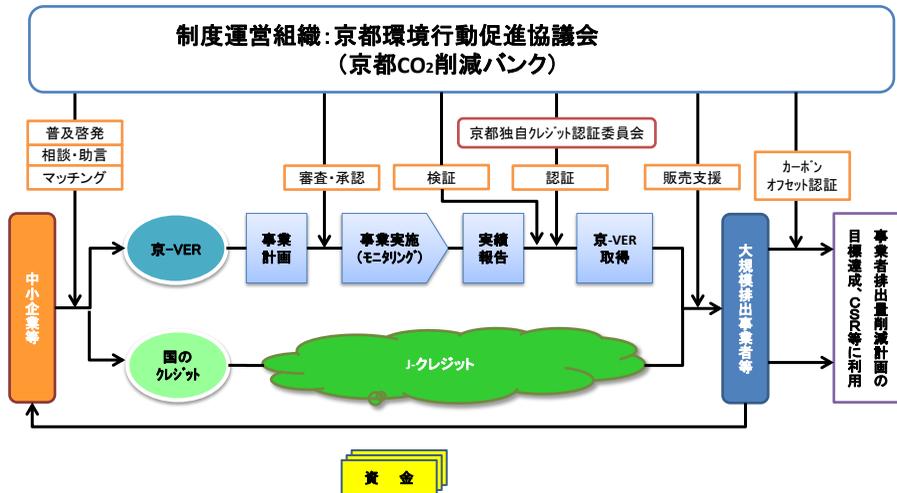
京都版CO₂排出量取引制度

- 国の制度では創出困難な小規模な設備改修や省エネ行動からもクレジットを創出
- 京-VER創出促進事業補助金



17

京都版CO₂排出量取引制度の流れ



18

京都独自クレジット（京-VER）

■種類

中小企業の省エネ、森林経営活動、地域エコ活動

■対象温室効果ガス

二酸化炭素(メタン、フロン類等は対象外)

■クレジット発行

クレジット量算定対象期間は府・市の排出量削減計画書制度の計画期間
クレジットの発行は、毎年度、複数年度一括いずれでも可

■クレジット取引

相対取引(価格は相場やクレジットの種類により変動)
誰でも購入することが可能

■クレジット量の算定方法

- 中小企業の省エネ
削減方法論方式又は排出量差分方式
- 森林経営活動
京都府森林吸収量認証制度の算定方式
- 地域エコ活動
排出量差分方式を準用
(例: 地域ぐるみの省エネ活動に参加する家庭の前年度と今年度の電気・ガスの検針票を集約し、その差分をクレジット化)

19

クレジット創出実績

クレジット創出実績

● 平成23(2011)年度分	13件	218.4t-CO ₂
● 平成24(2012)年度分	37件	1,375.0t-CO ₂
● 平成25(2013)年度分	66件	3,127.4t-CO ₂
● 平成26(2014)年度分	32件	863.7t-CO ₂
● 平成27(2015)年度分	60件	2,594.7t-CO ₂
● 平成28(2016)年度分	77件	3,541.6t-CO ₂
● 平成29(2017)年度分	35件	250.0t-CO ₂

販売

購入者のクレジット活用目的

- 自社の温室効果ガス排出量の削減目標の達成
- 出版物の印刷で排出される温室効果ガス等をオフセット

20

取組展開の方向性

クレジット創出支援と併せて、幅広い活用を展開



21

クレジット購入者



ローム(株)

イルミネーションイベント開催時に排出されるCO₂のオフセットに利用



イズミヤ(株)

地域貢献のため、事業所立地地域(京都市内等)の事業者が創出したクレジットを購入



SECカーボン(株)京都工場

地域貢献のため、事業所立地地域(福知山市内)の事業者が創出したクレジットの購入



京都生活協同組合

イベント開催時に排出されるCO₂のオフセットに利用



㈱京都環境保全公社

地域貢献のため、事業所立地地域(京丹波町内等)の事業者が創出したクレジットの購入



㈱京都銀行

社会貢献(CSR)のため

22